

北海道運輸局公示第5号
(平成13年3月30日一部改正)
(平成16年9月27日一部改正)
(平成18年9月22日一部改正)
(平成29年3月30日一部改正)

一般貸切旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可及び
運送約款の認可等に関する標準処理期間について

道路運送法の一部改正に伴い、北海道運輸局長及び北海道運輸局各陸運支局長権限に係る一般貸切旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可及び運送約款の認可等に関する標準処理期間を下記のとおり定めたので公示する。

平成12年1月31日

北海道運輸局長 中 田 洋

記

1. 標準処理期間について

(1) 許可(法第4条第1項)
4ヶ月

(2) 更新許可(法第8条第1項)
6ヶ月

(3) 事業計画変更認可(法第15条第1項)
4ヶ月

なお、道路運送法施行規則第6条第5号の安全投資計画及び第6号の事業収支見積を記載した書類の添付を要しない事案
2ヶ月

(4) 運送約款の認可(法第11条第1項)
1ヶ月

(5) 事業の管理の受委託の許可(法第35条第1項)
2ヶ月

(6) 事業の譲渡及び譲受の認可(法第36条第1項)
4ヶ月

(7) 法人の合併及び分割の認可（法第36条第2項）
4ヶ月

(8) 相続の認可（法第37条第1項）
3ヶ月

2. 標準処理期間の算定について

標準処理期間の算定には以下の期間は含まれない

- (1) 申請が不備のため当該申請の補正をするために要する期間
- (2) 申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要な期間
- (3) その他これらに準じ、北海道運輸局長が適当と認める場合

附 則

この公示は、平成12年2月1日以降に当局管内の陸運支局において受理する申請に適用する。

附 則（平成13年3月30日付け北海道運輸局公示第16号）

この公示は、平成13年4月1日以降に当局管内の陸運支局において受理する申請に適用する。

附 則（平成16年9月27日付け北海道運輸局公示第37号）

この公示は、平成16年10月1日以降に当局管内の運輸支局において受理する申請に適用する。

附 則（平成18年9月22日付け北海道運輸局公示第30号）

この公示は、平成18年10月1日以降に当局管内の運輸支局において受理する申請に適用する。

附 則（平成29年3月30日付け北海道運輸局公示第96号）

この公示は、平成29年4月1日以降に当局管内の運輸支局において受理する申請に適用する。